

地区活動運営規程

(目的)

第1条 この規程は、日本行政書士政治連盟千葉会（以下「本会」という。）規約（以下「規約」という。）第2条の目的を達成するため、地区活動について定めることを目的とする。

(地区役員)

第2条 規約第28条第3項に規定する役員を地区役員という。

2 地区役員は、千葉県行政書士会の支部役員があたり、その任期は支部役員の任期と同一とする。

(地区役員の仕事)

第3条 地区長は、地区活動についての会務を掌握し、その活動状況並びに会計報告を本会に行う。

2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計担当役員は、政治資金規正法に基づき地区の会計をつかさどる。

(地区役員会)

第4条 地区役員会は、地区活動の執行機関であり、地区長が招集する。

2 地区役員会は、地区役員をもって構成し、その構成員の過半数の出席により成立し、議長は地区長又は地区長の指名する者をもって当てる。

3 地区役員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 地区長は、緊急を要する事項については書面により地区役員会の賛否を求めることができる。

5 地区役員会は、次に掲げる事項を執行する。

- (1) 本会からの指示事項
- (2) 地区活動内容に関する事項
- (3) 地区活動費の支出に関する事項
- (4) その他地区活動に関する事項

(活動内容)

第5条 地区においては、次の政治活動を行う。

- (1) 各種選挙における推薦候補者の決定及び支援活動
- (2) 地区区域内の首長並びに各種議員との協議等の活動
- (3) 行政書士の社会的、経済的地位の向上を図るため、関係議員等との協議会、研究会設置等の活動
- (4) その他規約第2条の目的達成に必要と思われる政治活動

(選挙における推薦)

第6条 地区区域内で行われる各種選挙において、候補者の推薦を行う場合は、地区役員会において決議し、所定の様式により本会へ推薦依頼をする。

(地区活動費)

第7条 地区は、本会が支出した地区活動費を仮受金として受け入れ、政治資金規正法の規定に基づく用途、目的に従い、適正な領収書等と引き換えに支出できる。

(地区活動費の支出)

第8条 地区活動費の支出に関する責任体制を明確にするため、地区活動費を支出する際は、地区長及び会計担当役員の押印を必要とする。

(地区活動費の清算)

第9条 地区は、毎年12月25日及び3月25日付けをもって、地区活動費の清算を行い、必要な帳票類や領収書を添え、残額を本会へ返送する。

(活動状況の報告)

第10条 地区における活動状況は、所定の様式により本会へ報告する。

2 報告は、前条規定の地区活動費の清算時に行う。

(地区協議会)

第11条 規約第28条の2に規定する地区協議会は、本会定期大会開催以前に開催するものとする。

2 地区協議会は、地区長が招集する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、本会幹事会の承認を受けなければならない。

付 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。